○文部科学省告示第百四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月六日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄	下欄			
無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
工芸技術の部				
瀬戸黒	加藤　孝造		昭和十年三月十二日	岐阜県多治見市星ケ台二丁目一一一番地
紋紗	土屋　順紀		昭和二十九年四月二十六日	岐阜県関市虹ケ丘北三番二号

○文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定したので告示する。

平成二十二年九月六日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄	下欄			
重要無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
工芸技術の部				
友禅	二塚　長生		昭和二十一年八月十二日	石川県金沢市窪三丁目五六〇番地一〇
蒔絵	中野　孝一		昭和二十二年六月十六日	石川県石川郡野々市町清金三丁目一四一番地
鍛金	玉川　宣夫		昭和十七年一月五日	新潟県燕市花見五五番地一

○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月六日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄	下欄			
文化財の保存技術	保持者			
有形文化財等関係及び無形文化財等関係				
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
蒔絵筆製作	村田　重行		昭和十七年五月三十日	京都府京都市下京区富小路通綾小路下る塗師屋町九七番地

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として追加認定したので、同法第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月六日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄	下欄			
選定保存技術	保持者			
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
有形文化財等関係				
表具用刷毛製作	田中　重己		昭和十六年十月七日	千葉県習志野市藤崎五丁目七番五号

○厚生労働省告示第三百三十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六十二条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、公布の日から起算して一年を経過した日までに製造され、又は輸入されるおもちやについては、なお従前の例によることができる。

平成二十二年九月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第4おもちやの部Aおもちや又はその原材料の規格の項7の目を次のように改める。

7　おもちやの可塑化された材料からなる部分は，フタル酸ジ―n―ブチル，フタル酸ビス（2―エチルヘキシル）又はフタル酸ベンジルブチルを0.1%を超えて含有してはならない。

第4おもちやの部Aおもちや又はその原材料の規格の項8の目中「おもちやには，」を「おもちや（9の目に規定する部分を除く。）には，」に改め，同項11の目中「1～8まで」を「1の目から6の目まで，10の目及び11の目」に改め，同目を同項12の目とし，同項中10の目を11の目とし，9の目を10の目とし，8の目の次に次の1目を加える。

9　食品衛生法施行規則第78条第1号に規定するおもちやのうち，乳幼児の口に接触することをその本質とする部分であつて可塑化された材料からなる部分は，フタル酸ジイソデシル，フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジ―n―オクチルを0.1%を超えて含有してはならない。